

本年分で差し引く繰越損失額がある方の記載例

申告をする必要のある所得が事業所得のみの方で、本年分の所得金額から前年分までに引ききれなかった損失額が引きされる場合

手順1
11ページ参照

青色申告者は、青色の文字を○で囲みます。

手順2
12ページ参照

手順3
18ページ参照

住所		〒XXXX-XXXX	フリガナ	コウセイイタクウ
氏名		国税 太郎	別居	00小沢
生年月日		同上	生月	46.11.16

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>収入金額等</td><td>⑦</td><td>36342800</td></tr> <tr><td>事業業</td><td>⑧</td><td></td></tr> <tr><td>不動産</td><td>⑨</td><td></td></tr> <tr><td>利子</td><td>⑩</td><td></td></tr> <tr><td>配当</td><td>⑪</td><td></td></tr> <tr><td>給与</td><td>⑫</td><td></td></tr> <tr><td>雑</td><td>⑬</td><td></td></tr> <tr><td>総合課税</td><td>⑭</td><td></td></tr> <tr><td>短期</td><td>⑮</td><td></td></tr> <tr><td>長期</td><td>⑯</td><td></td></tr> <tr><td>一時</td><td>⑰</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>⑱</td><td>4899127</td></tr> </table>	収入金額等	⑦	36342800	事業業	⑧		不動産	⑨		利子	⑩		配当	⑪		給与	⑫		雑	⑬		総合課税	⑭		短期	⑮		長期	⑯		一時	⑰		合計	⑱	4899127	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課税される所得金額</td><td>26</td><td>2376000</td></tr> <tr><td>上記に対する税額</td><td>27</td><td>140100</td></tr> <tr><td>配当控除</td><td>28</td><td></td></tr> <tr><td>特定増徴等</td><td>29</td><td></td></tr> <tr><td>住宅個人全等特別控除</td><td>30</td><td></td></tr> <tr><td>政党等寄附金等特別控除</td><td>31</td><td></td></tr> <tr><td>住宅ローン特別控除</td><td>32</td><td></td></tr> <tr><td>災害減免額</td><td>33</td><td></td></tr> <tr><td>復興特別所得税額</td><td>41</td><td>2942</td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除</td><td>42</td><td>143042</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td>43</td><td></td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の遡及徴収控除</td><td>44</td><td></td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の申告納税額</td><td>45</td><td>143000</td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の予定納税額</td><td>46</td><td></td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額</td><td>47</td><td>143000</td></tr> <tr><td>選別税額</td><td>48</td><td></td></tr> <tr><td>配偶者の合計所得金額</td><td>49</td><td></td></tr> <tr><td>専従者給与(控除)の合計額</td><td>50</td><td>1200000</td></tr> <tr><td>青色申告特別控除額</td><td>51</td><td>650000</td></tr> <tr><td>基礎控除</td><td>52</td><td></td></tr> <tr><td>本年分で差し引く繰越損失額</td><td>54</td><td>960000</td></tr> <tr><td>平均課税対象金額</td><td>55</td><td></td></tr> <tr><td>実効課税率</td><td>56</td><td></td></tr> <tr><td>延納額</td><td>57</td><td>00</td></tr> <tr><td>延納額の出</td><td>58</td><td>00</td></tr> </table>	課税される所得金額	26	2376000	上記に対する税額	27	140100	配当控除	28		特定増徴等	29		住宅個人全等特別控除	30		政党等寄附金等特別控除	31		住宅ローン特別控除	32		災害減免額	33		復興特別所得税額	41	2942	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除	42	143042	外国税額控除	43		所得税及び復興特別所得税の遡及徴収控除	44		所得税及び復興特別所得税の申告納税額	45	143000	所得税及び復興特別所得税の予定納税額	46		所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	47	143000	選別税額	48		配偶者の合計所得金額	49		専従者給与(控除)の合計額	50	1200000	青色申告特別控除額	51	650000	基礎控除	52		本年分で差し引く繰越損失額	54	960000	平均課税対象金額	55		実効課税率	56		延納額	57	00	延納額の出	58	00
収入金額等	⑦	36342800																																																																																																														
事業業	⑧																																																																																																															
不動産	⑨																																																																																																															
利子	⑩																																																																																																															
配当	⑪																																																																																																															
給与	⑫																																																																																																															
雑	⑬																																																																																																															
総合課税	⑭																																																																																																															
短期	⑮																																																																																																															
長期	⑯																																																																																																															
一時	⑰																																																																																																															
合計	⑱	4899127																																																																																																														
課税される所得金額	26	2376000																																																																																																														
上記に対する税額	27	140100																																																																																																														
配当控除	28																																																																																																															
特定増徴等	29																																																																																																															
住宅個人全等特別控除	30																																																																																																															
政党等寄附金等特別控除	31																																																																																																															
住宅ローン特別控除	32																																																																																																															
災害減免額	33																																																																																																															
復興特別所得税額	41	2942																																																																																																														
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除	42	143042																																																																																																														
外国税額控除	43																																																																																																															
所得税及び復興特別所得税の遡及徴収控除	44																																																																																																															
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	45	143000																																																																																																														
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	46																																																																																																															
所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	47	143000																																																																																																														
選別税額	48																																																																																																															
配偶者の合計所得金額	49																																																																																																															
専従者給与(控除)の合計額	50	1200000																																																																																																														
青色申告特別控除額	51	650000																																																																																																														
基礎控除	52																																																																																																															
本年分で差し引く繰越損失額	54	960000																																																																																																														
平均課税対象金額	55																																																																																																															
実効課税率	56																																																																																																															
延納額	57	00																																																																																																														
延納額の出	58	00																																																																																																														

手順4
27ページ参照

○ 黒字の場合…
100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」を記入)

○ 赤字の場合…
金額の頭に「△」または「-」をつけてそのままの金額を記入

手順5
31ページ参照

該当する事項がある方のみ記入

必ず記入

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、ボールペンで、強く記入します。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- この記載例では、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中にていねいに記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 ぎまをあげる 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③

【ご注意】

- ◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。
- ◎ 退職所得以外の各種の所得金額の合計額が2,000万円を超える方は、平成26年12月31日現在の財産の種類や数量、価額、債務の金額などの明細を記載した「財産及び債務の明細書」を申告書と一緒に提出する必要があります。

本年分で差し引く繰越損失額 960,000円

手順1
11ページ参照

手順2
12ページ参照

30ページ参照

12ページ参照
(事業所得)

手順6
32ページ参照

平成 26 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B

住所 〇〇市△△町X-X-X
 支店名 〇〇商店 コノビ タロウ
 氏名 国税 太郎

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

損引の種類	損引の金額	控除後の金額
⑩ 雑損控除		
⑪ 医療費控除		
⑫ 社会保険料控除	125,400	
⑬ 国民年金保険料控除	368,700	
合計	494,100	

○ 特別適用条項等

○ 雑所得 (公的年金等以外)・総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額

○ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度	専従者給与(控除額)
国税 良子	妻	12月	1,200,000

○ 住民税・事業税に関する事項

16歳未満の扶養親族	氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
○	国税 良子	子	平. 4. 6. 1	

○ 事業税

非課税所得など	番号	金額
損益計算の特例適用前の特産所得		
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額		
事業用資産の譲渡損失など		

手順3
18ページ参照

手順2
12ページ参照

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

(参考) 【青色申告決算書(一般用)】

F A O 2 0 3

平成 26 年分所得税青色申告決算書(一般用)

住所	〇〇市△△町X-XX-X	フリガナ氏名	国税太郎	依頼税理士等	
事業所所在地	□□市××町X-XX	電話番号(自宅)	XX-XXXX-XXXX	氏名(名称)	
		電話番号(事業所)	XX-XXXX-XXXX	電話番号	
業種名	〇〇小売業	加入団体名	〇〇青色申告会		

平成27年2月16日

損益計算書(自 1 月 1 日至 12 月 31 日)

提出用	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
提出用 平成二十五年分以降用	売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	36542800	消耗品費 ⑩	51233	貸倒引当金 ⑭	98363
	期首商品(製品)高 ②	5057425	減価償却費 ⑪	924265	各種引当金等 ⑮	
	仕入金額(原価) ③	26249120	福利厚生費 ⑫	109100	計 ⑯	98363
	小計(②+③) ④	31306545	給料賃金 ⑬	1752000	専従者給与 ⑰	1200000
	期末商品(製品)高 ⑤	6090845	外注工賃 ⑭		貸倒引当金 ⑱	158771
	差引原価(④-⑤) ⑥	25216500	利子割引料 ⑮	37593	計 ⑲	1358771
	差引金額(①-⑥) ⑦	11326300	地代家賃 ⑯	132000	青色申告特別控除前の所得金額 (⑦+⑲-⑳)	5589127
	租税公課 ⑧	139500	貸倒金 ⑰	82700	青色申告特別控除額 ㉑	650000
	荷造運賃 ⑨	78520	雑費 ⑱	297770	所得金額 (㉑-㉒)	4899127
	水道光熱費 ⑩	194892	計 ㉒	4516765		
	旅費交通費 ⑪	80540	差引金額(⑦-㉒) ㉓	6809535		
	通信費 ⑫	136827				
	広告宣伝費 ⑬	118700				
	接待交際費 ⑭	156131				
	損害保険料 ⑮	42200				
	修繕費 ⑯	82800				

- 1 -

※ 青色申告特別控除額は、次により書いてください。

- (1) 65万円の青色申告特別控除……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者(現金主義によることを選択している方を除きます。)で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記(一般的には複式簿記)の原則に従って記帳している方は、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内提出の確定申告書に添付する場合には、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得(租税特別措置法第26条の適用を受けた所得は除きます。)の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

- ①65万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- ②65万円を超える場合は65万円

※ 事業として行われない不動産の貸付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65万円の青色申告特別控除は適用されません。

- (2) 10万円の青色申告特別控除……(1)の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者((1)の控除を受けないことを選択した青色申告者を含みます。)は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得(租税特別措置法第26条の適用を受けた所得は除きます。)の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

- ①10万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- ②10万円を超える場合は…10万円

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。